

◎淀川右岸水防事務組合職員
共済制度に関する条例

制 定 昭35. 4. 21 条例16

最近改正 平18. 3. 22 条例 5

第1条 淀川右岸水防事務組合職員は、相互共済及び福利増進を目的とする互助会を組織することができる。

(昭38条例10一部改正)

第2条 互助会は、職員の総意によって結成し運営する。

(昭38条例10一部改正)

第3条 互助会は、第1条の目的を達成するため福利厚生事業等を行う。

(昭38条例10、平18条例5一部改正)

第4条 互助会員は互助会の給付、その他共済事業に要する費用に充てるため掛金を負担する。

2 前項の掛金は、互助会員の給料を標準としてこれを算定するものとし、その給料と掛金の割合は、管理者がこれを定める。

(昭38条例10一部改正)

第5条 管理者は、事務組合の職員を互助会の事務に従事させ又は事務組合の施設を互助会の利用に供することができる。

(昭38条例10一部改正)

第6条 この条例により給付をうくべき者が、同一の原因で民法による損害賠償をうけたときは、給付金からその金額を控除する。

第7条 管理者は、互助会の業務を監督し諸種の報告を求める。

(昭38条例10一部改正)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この条例は公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

2 この事務組合設立以前に、淀川右岸水害予防組合職員共済会の会員であつて引き続きこの組合の組合員である者は本条例による組合員の資格を有するものとする。

附 則 (昭38. 6. 29 条例10)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日より適用する。

附 則 (平18. 3. 22 条例5)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。